

県民の皆様へのお願い（野鳥との接し方について）

- 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、県庁、最寄りの県振興局総務課、市役所または町役場へご連絡ください。
- 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

【県の連絡先】

連絡先(担当部局)	代表電話	直通電話
県庁環境部自然環境課	代表095-824-1111	自然環境課095-895-2381
島原振興局管理部総務課	代表0957-63-0111	総務課0957-63-5036
県北振興局管理部総務課	代表0956-23-4211	総務課0956-22-0374
五島振興局管理部総務課	代表0959-72-2121	総務課0959-72-4852
壱岐振興局管理部総務課	代表0920-47-1111	総務課0920-47-4396
対馬振興局管理部総務課	代表0920-52-1311	総務課0920-52-1206